

§1. 全体管理マニュアル

1. マニュアルの方針

- 1-1 本格撤去計画における撤去量、撤去期間等の基本条件について整理する。
- 1-2 各マニュアルの適用主体及び関係者の責務を明確化するとともに情報管理方法等について定める。
- 1-3 本マニュアルは、撤去作業の進捗状況等を踏まえて適宜見直しを行うものとする。

【解説】

本マニュアルは、以下に示す項目について整理している。

- ①マニュアル遵守のための措置
- ②撤去計画基本条件
- ③関係者の責務等
- ④進捗管理(確認)方法
- ⑤撤去完了確認方法
- ⑥情報管理方法
- ⑦作業の調整・休止の検討基準
- ⑧労働管理等
- ⑨用語の定義

2. マニュアルの適用範囲

2-1 (適用工程等)

以下の各マニュアルに適用する。

- ①作業工程別(掘削～運搬(場外))の各マニュアル
- ②管理項目別(適正処理管理、作業環境・安全対策、環境保全管理、浸透水量管理)の各マニュアル
- ③緊急時対応マニュアル

2-2 (適用対象主体)

本マニュアルは、全グループを対象としたものである。

【解説】

マニュアルが適用となるグループは、

- ① 全体管理グループ
- ② 掘削・遮水等作業グループ
- ③ 選別・積込グループ(選別前後の仮置を含む)
- ④ 計量グループ
- ⑤ 運搬グループ
- ⑥ 洗車設備・場内管理グループ

であり、マニュアルとの関係図は表1-1(p1-2)のとおりである。

表 1-1 本格撤去作業における作業フローとマニュアルの関係図

●撤去作業フローと範囲	●マニュアルの適用主体	●マニュアルの種類と適用範囲					
		◇全体総括	◇作業工程別	◇管理項目別			◇緊急時対応
				適正処理	作業環境安全	環境保全	
<p>【場 内】</p> <pre> graph TD A[掘削工程] --> B[計量工程(1)] B --> C[選別工程] C --> D[積込工程] D --> E[計量工程(2)] E --> F[運搬工程(場内)] F --> G[洗車工程] G --> H[運搬工程(場外)] H --> I["(計量工程)"] I --> J[受入先搬入(積卸)] </pre>	<p>掘削・遮水等作業グループ</p> <p>選別・積込グループ</p> <p>運搬グループ</p> <p>洗車設備・場内管理グループ</p> <p>運搬グループ</p> <p>全体管理グループ</p>	<p>マ① ニ全 ュ体 ア管 ル理</p>	<p>④掘削・遮水等作業マニュアル</p> <p>⑤選別・積込マニュアル</p> <p>⑥洗車マニュアル</p> <p>⑦計量マニュアル</p> <p>⑧運搬マニュアル(場内)</p> <p>⑨運搬マニュアル(場外)</p>	<p>②廃棄物の区分管理 マニュアル</p> <p>④適正処理管理 マニュアル</p>	<p>⑩作業環境・安全対策 マニュアル</p> <p>③土壌(覆土・地山)確認分析 マニュアル</p>	<p>①環境保全管理 マニュアル</p> <p>②浸透水量管理 マニュアル</p>	<p>⑬緊急時対応 マニュアル</p>

注1) グループとは、各工程を管理する上で、必要となる作業グループを示し、同一の受託業者の場合もありうる。

注2) 掘削・遮水等作業グループ、選別・積込グループ、計量グループは掘削・処理業者、運搬グループは運搬業者、全体管理グループは県(県境再生対策室)及び常駐監視業者が該当する。

3. マニュアル遵守のための措置

各マニュアルの有効利用とその遵守のための方策として以下の手順を実践する。

- 1) 県は工程会議を原則として週1回（毎週金曜日）開催し、各作業の監督員は、翌週以降の予定作業の周知と当該週のマニュアル規定事項等への不適合事項の有無等を報告し、県の現場監督員は是正のために必要な指示と記録を行う。
- 2) 県は全体会議を月1回（毎月最終金曜日）開催し、各作業の監督員は、当該月のマニュアル規定事項等の課題点の総括を報告し、県の現場監督員は是正のために必要な指示と記録を行う。全体会議には、田子町の住民代表及び担当職員も参加できるものとする。

県は是正のための措置による改善と効果、あるいは課題点を定期的に把握して、必要に応じて各マニュアルの見直しに反映させる。

4. 撤去計画基本条件

本格撤去計画の基本条件を以下に示す。

4-1 （撤去範囲）

原状回復事業にかかる本格撤去範囲を図1-1（p1-6）に示す。

4-2 （場内施設配置）

撤去現場及びその他の事業実施場所の全体施設配置図を図1-2（p1-7）に示す。撤去現場及びその他事業実施場所は、「掘削範囲」、「仮置ヤード」、「選別ヤード」、「計量ヤード」、「洗車待機ヤード」、「洗車ヤード」等からなる。

4-3 （撤去時期）

- ・撤去期間：平成19年4月より平成25年3月（72か月間）
- ・年間撤去日数：215日/年

4-4 （撤去対象廃棄物）

- ・撤去対象物：①特別管理産廃相当物 ②普通産廃相当物 とする。
- ・撤去対象量：約901,400トンとする。

4-5 (撤去年次計画)

撤去年次計画を表 1-2 (p1-8) に示す。

4-6 (受入先)

- ・受入先 1 : 青森リニューアブル・エナジー・リサイクル株式会社
- ・住 所 : 青森市大字戸門字山部 28 番地 8

- ・受入先 2 : 八戸セメント株式会社
- ・住 所 : 八戸市大字新井田字下鷹待場 7 番 1 号

- ・受入先 3 : 株式会社庄司興業所
- ・住 所 : 八戸市大字櫛引字長平 6 番地 78

- ・受入先 4 : 奥羽クリーンテクノロジー株式会社
- ・住 所 : 八戸市豊洲 3 番地 19

- ・受入先 5 : 株式会社ウイズ・ウェストジャパン三戸事業所
- ・住 所 : 三戸郡三戸町大字斗内字立花 71 番地 1

- ・受入先 6 : 株式会社青森クリーン
- ・住 所 : むつ市大字奥内字二又山 1 番 1

- ・受入先 7 : 三菱マテリアル株式会社青森工場
- ・住 所 : 下北郡東通村大字尻屋字八峠 1 番地

なお、上記以外の受入先については、今後、必要な条件を満たす施設ができた時点で検討するものとする。

4-7 (運搬ルート) 図 8-4 (1) (p8-16)、図 8-4 (2) (p8-17)、図 8-4 (3) (p8-18)、図 8-4 (4) (p8-19) 運搬ルート (撤去現場～受入先) は、以下のとおりである。

●運搬ルート 1 (青森市内行き)

- ①撤去現場より県道道前浄法寺線を北方面に進み、
- ②道前 T 字路を右折、国道 104 号を東方面へ進み、
- ③三戸町川守田立体交差点より国道 4 号へ入り、
- ④青森市内 (受入先 1) へ

走行距離は、片道で約 155km、想定走行時間は約 3 時間 40 分である。

●運搬ルート 2 (八戸市内行き)

1) 受入先 2

- ①撤去現場より県道道前浄法寺線を北方面に進み、
- ②道前 T 字路を右折、国道 104 号を東方面へ進み、
- ③三戸町川守田立体交差点より国道 4 号へ入り、
- ④再び国道 104 号を經由して、
- ⑤八戸市内 (受入先 2) へ

走行距離は、片道で約 60km、想定走行時間は約 1 時間 45 分である。

2)受入先3

- ①撤去現場より県道道前浄法寺線を北方面に進み、
- ②道前T字路を右折、国道104号を東方面へ進み、
- ③三戸町川守田立体交差点より国道4号へ入り、
- ④再び国道104号を經由して、八戸市西ノ沢交差点を右折し、
- ⑤八戸市内（受入先3）へ

走行距離は、片道で約60km、想定走行時間は約1時間45分である。

3)受入先4

- ①撤去現場より県道道前浄法寺線を北方面に進み、
- ②道前T字路を右折、国道104号を東方面へ進み、
- ③三戸町川守田立体交差点より国道4号へ入り、
- ④再び国道104号を經由して、八戸市西ノ沢交差点を右折し、
- ⑤八戸市内（受入先4）へ

走行距離は、片道で約65km、想定走行時間は約2時間である。

●運搬ルート3（三戸町内行き）

- ①撤去現場より県道道前浄法寺線を北方面に進み、
- ②道前T字路を右折、国道104号を東方面へ進み、
- ③三戸町川守田立体交差点より国道4号へ入り、
- ④三戸広域農道、県道182号を經由し、
- ⑤三戸町内（受入先5）へ

走行距離は、片道で約35km、想定走行時間は約1時間である。

●運搬ルート4（むつ市内行き）

- ①撤去現場より県道道前浄法寺線を北方面に進み、
- ②道前T字路を右折、国道104号を東方面へ進み、
- ③三戸町川守田立体交差点より国道4号へ入り、
- ④国道4号から下北半島縦貫道路野辺地IC、木明IC、国道279号、市道第二石炭平1号線、市道今泉・奥内1号線、市道二又線を經由し、
- ⑤むつ市内（受入先6）へ

走行距離は、片道で約150km、想定走行時間は約3時間30分である。

●運搬ルート5（東通村内行き）

- ①撤去現場より県道道前浄法寺線を北方面に進み、
- ②道前T字路を右折、国道104号を東方面へ進み、
- ③三戸町川守田立体交差点より国道4号へ入り、
- ④国道4号から下北半島縦貫道路野辺地IC、木明IC、国道279号へ入り、
- ⑤むつ市内国道279号から主要地方道むつ尻屋崎線を經由し、
- ⑥東通村内（受入先7）へ

走行距離は、片道で約180km、想定走行時間は約4時間20分である。

現況平面図 S=1:1000



一次撤去範囲 (Aエリア)

本格撤去範囲

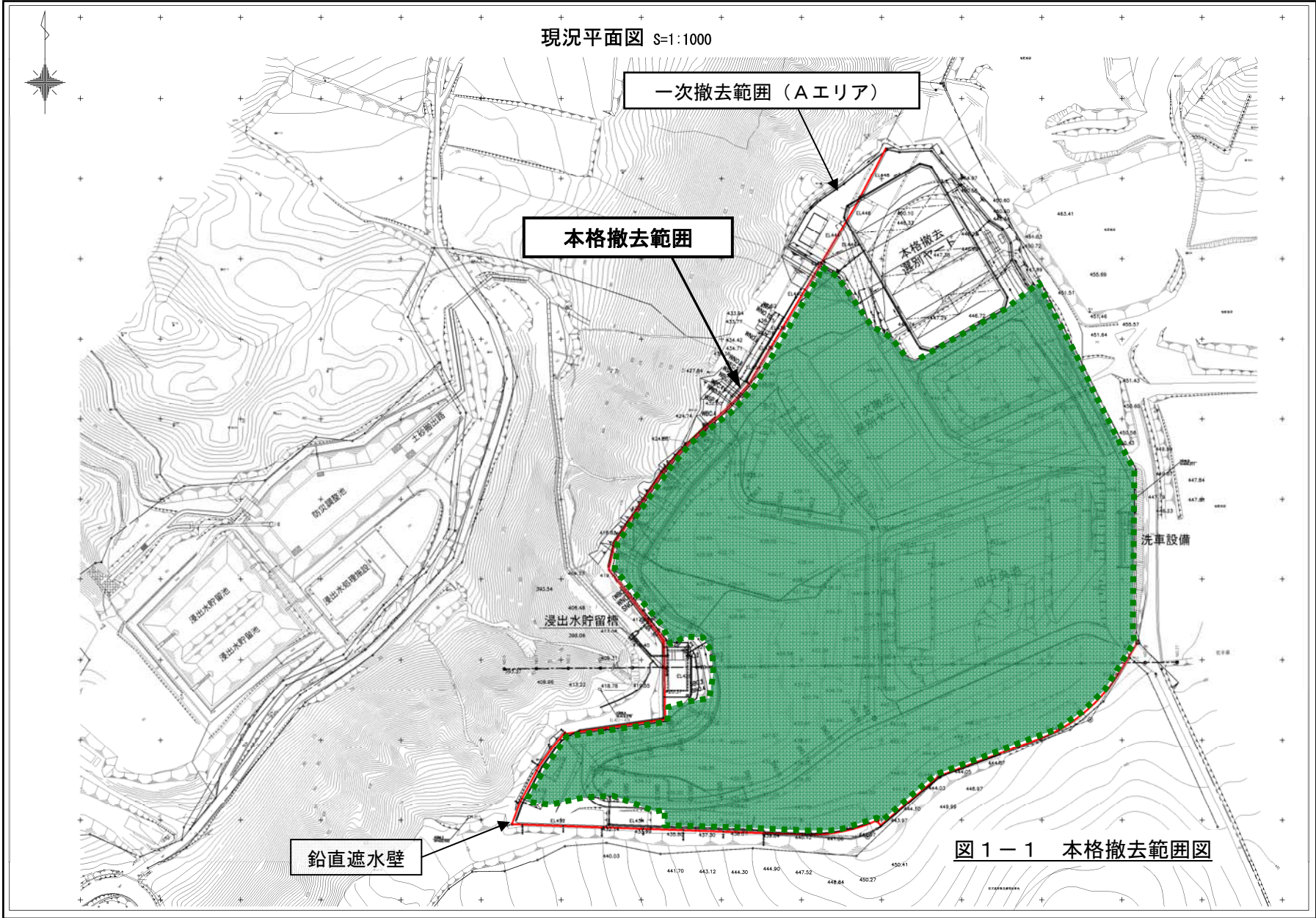
鉛直遮水壁

本格撤去
選別

洗車設備

浸出水貯留槽

図 1-1 本格撤去範囲図



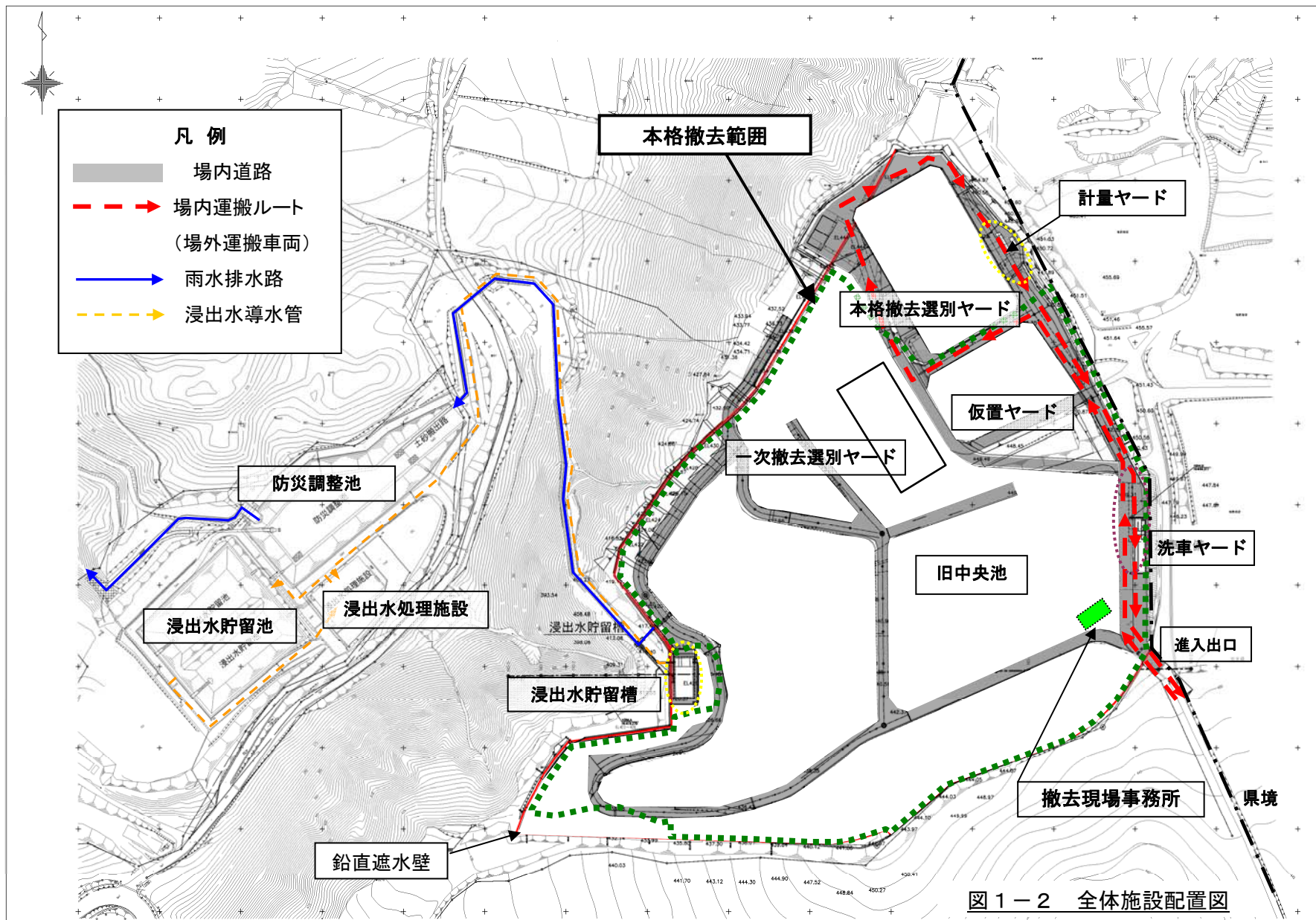


図 1-2 全体施設配置図

【解説】

(撤去年次計画)

本格撤去は平成19年から24年度の6か年にわたり実施する。

廃棄物の撤去は、ブロック毎の区分管理を行いながら、既往調査結果に基づき1,000 m³単位のブロック毎に特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分しながら掘削除去を行っていく (§ 4. 掘削・遮水等作業マニュアル参照)。

表1-2 撤去年次計画

項目	一次撤去				本格撤去						H25~		
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24			
	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	第7年度	第8年度	第9年度	第10年度			
汚染拡散防止対策	応急表面遮水工 浸出水処理施設 浸出水調整施設 浸出水導水施設 防災調整池				鉛直遮水工								
					場内道路工								
					表面遮水工								
					浸出水集排水施設								
					浸出水沈砂池								
					場内雨水貯留池								
					廃棄物仮置場整備								
					浸出水処理施設稼働								
廃棄物の撤去	○Aエリア 仮置場(A1) 中間処理場(A2) ○中央池仮置分の一部				【本格撤去対象廃棄物】 中央池仮置分の残りと現場の地中に埋設されている廃棄物 ※地中に埋設されている廃棄物はエリアごとの撤去から標高ごとの撤去に変更								

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	撤去量(t)
中央池仮置分							30,000
標高 (EL.m)	450~445						72,000
	445~440						174,700
	440~435						233,800
	435~430						176,900
	430~425						140,200
	425~420						60,900
	420~415						12,900
撤去量(t)	51,400	163,000	194,000	194,000	194,000	105,000	901,400
備考							本格撤去完了

撤去作業計画

年間撤去日数	67	224	230	209	215	215	215	215	117
搬出台数(台/日)	16	16	18	22	76	90	90	90	90
日撤去量(t/日)	170	178	200	246	760	900	900	900	900
年撤去量(t/年)	11,400	39,900	45,900	51,400	163,000	194,000	194,000	194,000	105,000
計	97,200			901,400					

一次撤去	本格撤去
仮置場と中央池の浸出水9,000 m ³ を浸出水処理施設で処理	廃棄物を撤去。浸出水は浸出水処理施設で処理。

5. 関係者の責務等

本格撤去事業における県及び工事関係者の責務等を表1-3に示す。

表1-3 廃棄物本格撤去事業における県及び関係者の責務

区分	組織	関係者	責務
青森県	● 県境再生対策室		<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県との県境における不法投棄対策に関する事務を総合的に所掌する。 ・事業計画に安全施策、環境保全対策を取り込み適正な事業化により工事を発注する。 ・工事の安全と良好な環境の回復・維持に関する法規制を遵守するため、工事の監督と指導の義務を負う。 ・現場監督員として、常駐監理者の協力を得ながら撤去作業に対して監督及び指示を行う。 ※以下5つの担当に分かれ担当事務を行う。
		・ 室長	撤去事業に関する事務事項の総指揮を行う。
		・ 環境再生調整監	環境再生に関する事項、広報及び情報公開に関する事項並びに特に命ぜられた事項を総括整理する。
		・ 周辺生活安全対策推進担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原状回復に伴う交通安全対策に関すること ・ 農林水産物の風評被害防止対策に関すること ・ 田子町現場周辺における産業振興、健康福祉、交通情報通信等の各種施策に関すること ・ 県境再生対策室の予算・庶務に関すること
		・ 排出事業者の調査・解明、責任追及対策担当	排出事業者の調査・解明、責任追及対策に関すること
		・ 環境再生計画担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原状回復計画、環境再生計画に関すること ・ 廃棄物に撤去に関すること ・ 環境モニタリングに関すること
		・ 汚染拡散防止対策担当	汚染拡散防止対策に関すること
		・ 田子町現地事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺住民対策等に関すること及び田子町との連絡調整に関すること ・ 撤去廃棄物の適正処理の確認(マニフェストの発行と保管)
受託業者(民間)		常駐監理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県境再生対策室及び現場監督員の指示に従い、撤去作業現場の常駐監理(各種データの記録・保管・掘削工事監理・選別監理・ブロック管理等)を行う。 ・ 現場監督員とともに各業者に適切に指示を行う。
		掘削業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 撤去現場内において掘削、選別、積込の一連の作業を行う。 ・ 作業に関しては、作業者の安全と健康管理、及び周辺環境への配慮を行う。
		選別・積込業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、県の現場監督員と協議を行い、各種作業の円滑な進行に努める。
		運搬業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 撤去現場内の荷受から場外の運搬、受入先での搬出等の一連の作業を行う。 ・ 運搬に関しては、運転者の安全と健康管理、及び運搬ルートにおける沿道周辺環境への配慮を行う。 ・ 必要に応じて、県の現場監督員と協議を行い、運搬の円滑な進行に努める。
		処分業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 撤去現場から搬出した廃棄物を、廃棄物処理法に基づき適正に処分する。 ・ 必要に応じて、県の現場監督員と協議を行い、処分の円滑な進行に努める。
		その他関連工事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 撤去現場及び周辺の原状回復事業関連工事を行う。 ・ 工事に関しては、作業者の安全と健康管理、及び周辺環境への配慮を行う。 ・ 必要に応じて、県の現場監督員と協議を行い、運搬の円滑な進行に努める。

6. 進捗管理（確認）方法

撤去作業の進捗管理について、撤去進捗状況を把握するための撤去量等の把握方法及び進捗状況の管理方法について以下の通り定めるものとする。

- 1)進捗管理は、撤去現場からの場外搬出量で管理する。
- 2)撤去量（場外搬出量）は重量（トン数）で管理する。
- 3)進捗率は総撤去量 901,400 トン（推定）を基準に算定する。
- 4)進捗状況は月 1 回を原則として適宜情報開示する。

【撤去量の把握方法】

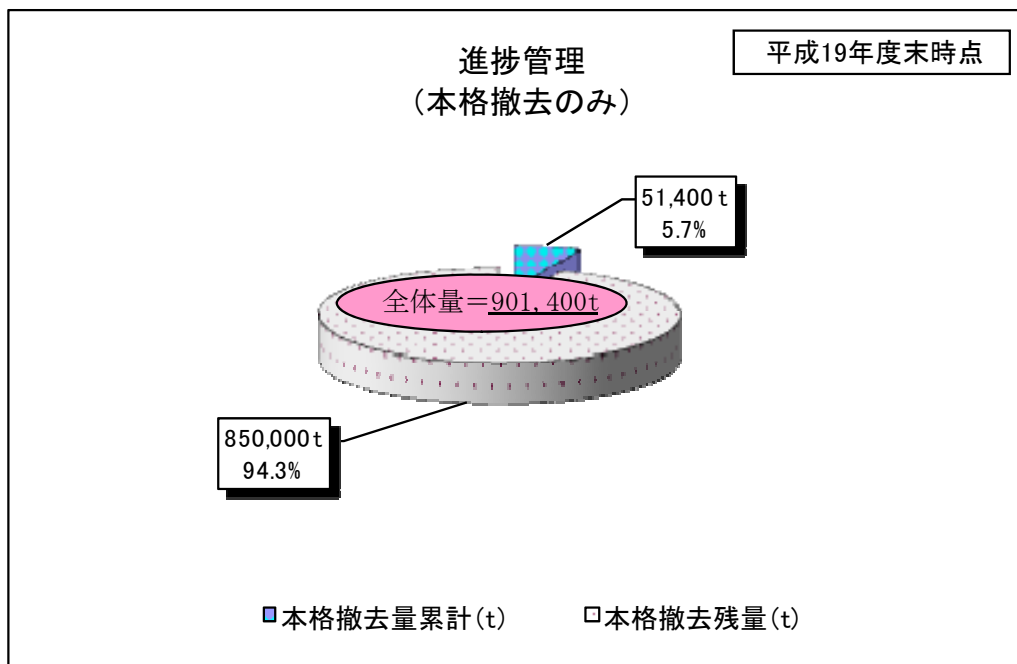
日常の現場における撤去量は、運搬車両積載による“重量”測定を計量器で行い管理する。

また、定期的に“掘削量（撤去容量）”について、掘削ブロック数（1ブロック面積＝20m×20m＝400m²、高さ（深度）＝2.5m、容量＝1,000m³）と標高管理により撤去範囲から把握する。

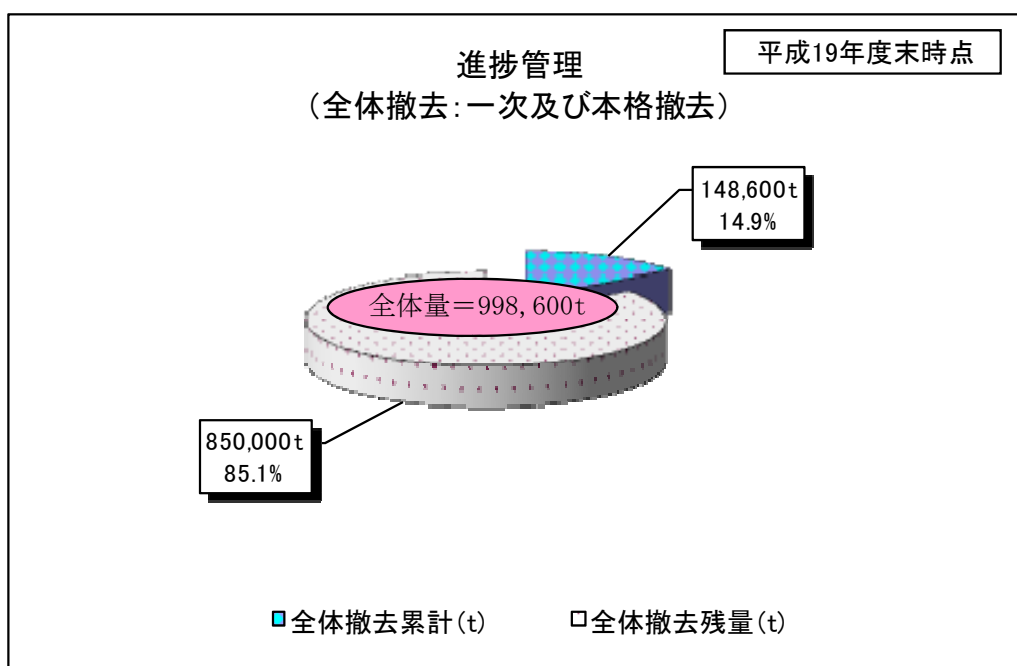
結果として一定の撤去作業期間ごとの単位体積重量を算定でき、計画撤去量（重量）の推定が可能となる。

【進捗状況の管理方法】

年間の進捗状況の管理は、撤去年次計画（p1-8 参照）に示す年撤去量との比較対比を行い次年度の撤去計画を立案し、撤去量を調整する。



進捗管理 (本格撤去のみ)



進捗管理 (全体撤去:一次撤去及び本格撤去)

図 1 - 3 進捗状況管理の表示例 (円グラフ)

7. 撤去完了確認方法

廃棄物及び汚染土壌の撤去完了の確認は以下のとおり行うものとする。

- ① 廃棄物及び汚染土壌の撤去完了の確認時点は、基本的に以下のとおり廃棄物の標高が5m低下する毎に、地山の露出した範囲について定期的な情報公開のもと確認していくものとする。計画年次における予定標高を以下に示す。
 - ・ E L. 440m以上撤去完了時（平成21年度頃）
 - ・ E L. 435m以上撤去完了時（平成22年度頃）
 - ・ E L. 430m以上撤去完了時（平成23年度頃）
 - ・ 撤去完了時（平成24年度）

- ② 廃棄物及び汚染土壌の撤去完了の確認方法は以下のとおりとする。
 - （廃棄物）地山の目視確認及び重機による試掘により確認する。
 - （汚染土壌）地山確認の際、地山から土壌サンプルを採取し確認分析を行い、その結果を公表するものとする。

8. 情報管理方法

撤去作業に関する諸情報（廃棄物撤去量、運搬台数等）について、情報（データ）の整理方法、保管方法等を以下の通り定めるものとする。

表 1-4 本格撤去事業における情報管理の主体と内容等

主 体	データの内容	データ 保管頻度	データ 記録媒体	データ 保管場所	データ 保管期間
県境再生対策室	1) 撤去量 (掘削量・選別処理量・搬出量)	毎日（作業日）	電子データ 記録用紙	撤去現場事務所 →対策室	事業期間
	2) マニフェスト	毎日（搬出日）	専用伝票	撤去現場事務所 (計量管理室) →対策室	
	3) 環境モニタリング結果	適宜実施時期	電子データ 記録用紙	対策室	
	4) 作業環境測定データ	毎日（搬出日）	電子データ 記録用紙	撤去現場事務所 →対策室	
	5) 各種公表資料の記録	適宜実施時期	電子データ 原稿用紙	対策室	
	6) 広報関連資料	適時	電子データ 原稿用紙	対策室 田子町現地事務所	

注) データ保管の頻度は原則、撤去作業を行う毎日であって、適宜、関係者への報告頻度や関連法に準拠し、必要に応じて週報、月報、年報の形式で集計を行う。

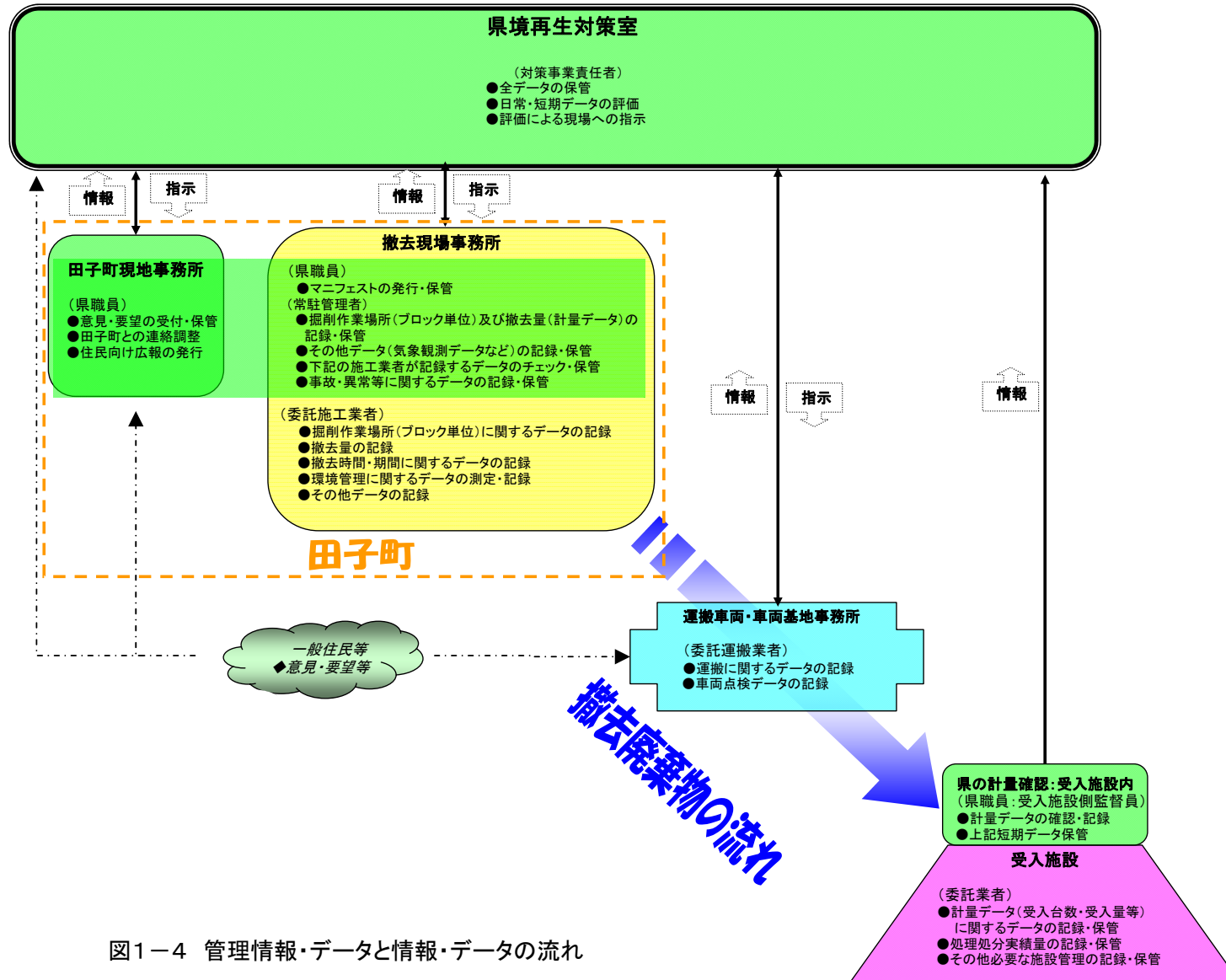


図1-4 管理情報・データと情報・データの流れ

9. 作業の調整・休止の検討基準

気象に関する注意報の発表基準程度を目安として次表のとおり、作業の調整・休止の検討の基準を設ける。また、県境再生対策室は各種気象情報等から作業の調整・休止を判断し、関係者に速やかに連絡する。

表 1-5 作業の調整・休止の検討基準

細区分	安全管理方法	作業調整・休止の検討基準	備考
1)晴天・曇天	通常	無し	
2)雨天 (平常)	通常	無し (ただし現地の24時間の連続降雨量が約50mm以上の大雨の場合は要判断)	大雨注意報の発表基準は、24時間の雨量が70mm以上の場合
3)雨天 (荒天：台風等)	<ul style="list-style-type: none"> 現場掘削作業の工種等制限 運搬作業の速度制限 	有り(現地の1時間雨量が約20mm/h以上の大雨の場合)	大雨注意報の発表基準は、1時間の雨量が20mm以上の場合
4)強風	<ul style="list-style-type: none"> 現場掘削作業の工種等制限 運搬作業の速度制限 	有り(現地の平均風速が約10m/s以上の強風の場合)	強風注意報の発表基準は、陸上風速が13m/s以上の場合
5)濃霧	<ul style="list-style-type: none"> 現場掘削作業の工種等制限 運搬作業の速度制限 	有り(現地及び運搬ルート(田子町内)での視程約100m以下の濃霧の場合)	濃霧注意報の発表基準は、陸上での視程100m以下の場合
6)降雪・積雪 ・凍結	<ul style="list-style-type: none"> 現場掘削作業の工種等制限 運搬作業の速度制限 運搬ルートの変更 	有り(現地含む地域における大雪注意報、低温注意報の発表または現地の積雪量30cm以上の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 大雪注意報の発表基準は、山沿い(標高200m以上)での積雪量30cm以上の場合 低温注意報の発表基準は、最低気温が-8℃以下と予想される場合

注1) 表中の注意報等の発表基準は全て青森気象台のものである。

注2) 表中の“現地”とは撤去現場及びその周辺を示す。

10. 労働管理等

10-1 (現場監督員)

現場監督員は、有害物質の性状、危険・有害性、災害予防及び緊急時の措置に関する知識を有し、作業従事者に対して、健康障害の予防及び緊急時の措置に適切に対処することができるように必要な教育を実施する。

10-2 (作業員の教育)

現場監督員及び常駐管理者は、撤去作業に従事する作業員に対し、定期的に次の事項に関する教育を行う。

また、必要に応じて教育に必要な知識・経験を有する専門家による講習等を実施する。

- ①廃棄物の危険性又は有害性及び取扱方法に関すること。
- ②保護具の性能及び取扱方法に関すること。
- ③作業手順に関すること。
- ④作業開始前の点検に関すること。
- ⑤撤去作業において発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- ⑥清潔の保持に関すること。
- ⑦事故時等における応急措置及び待避に関すること。
- ⑧その他の安全又は衛生のために必要な事項

10-3 (労働安全等)

- ①撤去現場内においては、現場監督員、常駐管理者、掘削・選別作業従事者、運搬作業従事者等全ての作業員は保護帽を着用するとともに、現場監督員の指示に従いその他必要な保護具を着用する。
- ②撤去現場内の火災又は爆発の危険がある場所には、火気の使用を禁止する旨表示する。

1.1. 用語の定義

本格撤去マニュアル全般における用語の定義を以下に示す。

表 1-6 マニュアルに用いる用語の定義

用語区分	用語	用語の定義
1. 場所に関する用語		
	撤去現場	廃棄物の不法投棄範囲を含む撤去作業を行う区域であり、面積は約11.3haである。
	仮置ヤード	掘削物（廃棄物や覆土）や選別物を一時的に仮置きする場所を指す。
	選別ヤード	廃棄物区分別の処理を行い、水分調整等とサイズ別に複数種類に分別・仕分け・一時保管を行う作業・保管ヤードである。 選別ヤードは工程の順に、掘削物搬入ヤード→掘削物保管ヤード→水分調整ヤード→保管ヤード→分別ヤード→分別物保管ヤード→積込搬出ヤードで構成される。
	計量ヤード	計量を行うヤードであり、トラックスケール（計量器）及び担当者が待機する建屋（計量管理室）からなる。 以下の2工程でそれぞれの目的の計量を行う。 1) 掘削後の選別処理量を計量する。 2) 選別処理後の場外搬出量を計量する。
	受入先	本格撤去廃棄物の最終処分を行う中間処理施設等をさす。 廃棄物運搬車両の目的地となる。
	運搬車両基地	廃棄物運搬車両の車庫となる場所。
2. 廃棄物等に関する用語		
	特管産廃	特別管理産業廃棄物の略称。特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物（汚泥）の判定基準を超える廃棄物である。
	普通産廃	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物である。
	VOC	揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略称である。常温常圧で空气中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたものを指す。比重は水よりも重く、粘性が低くて、難分解性であることが多いため、一般環境中では地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。
3. 選別作業、土木、排水処理等に関する用語		
	水分調整	分別作業の効率を上げるために掘削物の含水率を低下させること。
	分別	粒径のサイズ別に粒度調整を行うこと。
	選別処理物	水分調整物や分別物のことで選別工程において処理されたもの。
4. 撤去作業関係者等に関する用語		
	現場監督員	撤去現場で指示を行う県職員。 撤去管理担当は主として撤去作業の進捗管理と安全管理について指示を行う。 工事管理担当は主として撤去現場内の土木工事の施工管理について指示を行う。
	常駐管理者	県職員の指示に従い、撤去現場で各業者に対し指示を行う。
	運行管理センター	廃棄物運搬車両の運行管理及び情報管理を行う。運搬業者が設置する。

5. その他		
	覆土	埋設廃棄物の上面の地表や廃棄物層を挟む形で地中に存在する土壌を指す。
	地山	最下位の埋設廃棄物層・埋土層の直下に存在する現地の土壌を指す。
	メカニカルハザード	メカニカルハザードとは、医療系廃棄物の中の医療器材や廃棄くずのうち、鋭利な形状を有する注射器、メス、ガラスくず等による作業者の刺傷事故の危険性のことをいう。